

群馬県セーリング連盟規約

第一章 総則

第1条 (名称)

本連盟は、群馬県セーリング連盟と称する。

第2条 (目的)

本連盟は、(公財)群馬県スポーツ協会および(公財)日本セーリング連盟の組織に属して、群馬県におけるセーリング界を代表し、その普及 発展ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本連盟は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 競技会、講習会の開催および強化育成。
- (2) 県代表選手の選考、派遣。
- (3) セーリング普及に関する事業。
- (4) 会員相互の親睦に関する事業。
- (5) その他必要と認められる事業。

第4条 (所在地)

本連盟の事務所は、群馬県セーリング連盟理事(事務局)宅の住所に置く。

第5条 (会員)

1. 本連盟の会員は、群馬県在住のセーリング愛好者(群馬県下のセーリング・ヨット加盟団体、協会、部、同好会等に所属する会員含む)をもって構成する。
2. 本連盟の会員となるには、群馬県セーリング連盟会員の登録を持って申し込みとする。
3. 社会倫理に反する行為が判明した場合は、理事会の決議により除名することができる。

第二章 役員

第6条 (役員)

1. 本連盟には、次の役員を置き、任期は2年とし、再任は妨げない。

会 長	1名
副会長	若干名

顧問	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
理事	若干名
監査	2名

2. 補充・補欠による役員の任期はその残任期間とする。
3. 任期満了後といえども後任者の就任までは、引き続きその地位にあるものとする。
4. 役員は、群馬県セーリング連盟ならびに（公財）日本セーリング連盟会員であること。

第7条（会長）

1. 会長は、本連盟を総括し、代表する。
2. 会長は、理事会が推挙し、総会において承認する。

第8条（副会長）

1. 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合がある時はこれを代理する。
2. 副会長は、理事会が推挙し、総会において承認する。

第9条（理事長、副理事長、理事、監査）

1. 理事長、副理事長、理事は、理事会において選任し、総会において承認する。
2. 理事長は、会長の指揮を受け業務を総括し、会長、副会長に不都合がある時はこれを代理する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に不都合がある時はこれを代理する。
4. 理事は、連盟の業務（会計、事務局等を含む）を分担する。
5. 監査は、財務に関する帳簿、記録などを監査する。

第10条（顧問）

顧問は、理事会が推薦し、会長はこれを委嘱する。

第三章 会議

第11条（総会）

1. 定例総会は、年1回開催する。
2. 会長または理事会が必要と認めた時および会員の1/3以上の請求があった時、会長は、臨時総会を開催しなければならない。
3. 総会は、会員の1/2以上（委任状も含む）の出席をもって成立する。
4. 総会は、次の事項を審議する。
 - （1）役員人事に関する事項。
 - （2）事業に関する事項。
 - （3）予算及び決算に関する事項。

(4) 規約の変更に関する事項。

(5) その他の重要事項。

5. 総会の決議は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数であるときは、議長が決す。

6. 会議の議長は、会長とする。

第12条 (理事会)

1. 理事会は、会長、副会長、および理事をもって構成し、必要に応じて理事長が招集し、会を運営する。

2. 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 役員人事に関する事項。

(2) 事業に関する事項。

(3) 予算及び決算に関する事項。

(4) 規約の変更に関する事項。

(5) 表彰に関する事項。

(6) 国民体育大会の県代表選手の選考に関する事項。

(7) その他必要事項。

3. 理事会の決議は、第11条4項を準用する。

第四章 会員の義務

第13条 (会費の納入)

本連盟の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第14条 (協力)

本連盟の会員は、この規約に定める目的および事業の遂行にあたり、常に協力し、もってセーリングの発展に努めなければならない。

第15条 (指導)

本連盟の会員は、後進の指導、育成に努めなければならない。

第五章 会計

第16条 (会費)

本連盟の経費は、個人会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもって充てるものとする。

第17条 (会計年度)

会計年度は、毎年4月1日にはじまり、3月31日に終わる。

第六章 運営

第18条 (加盟)

群馬県在住のセーリング愛好者（群馬県下のセーリング・ヨット加盟団体、協会、部、同好会等に所属する会員含む）は、本連盟に加盟することを原則とする。

第19条 (競技会)

群馬県下の各セーリング・ヨット団体及びチームが本連盟もしくは傘下団体が主催する競技に参加する場合は、原則として登録会員であることを要する。

第七章 補則

第20条 (細則)

本連盟の運営にあたり、必要な細則は、理事会にて定めるものとする。

付 則

この規約は、令和3年4月11日より実施する。

群馬県セーリング連盟規約細則

第1条 (趣旨)

この細則は、群馬県セーリング連盟規約の施行に関し、第20条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (年会費)

個人の年会費については、以下のとおりとする。

一般 5,000円

高校生 4,000円

中学生以下 3,000円

尚、上記年会費は、(公財)日本セーリング連盟登録料を含まない。

付 則

この細則は、令和3年4月11日より実施する。